

○埼玉県選挙管理委員会の文書及び公印に関する規程

平成12年2月29日選挙管理委員会告示
第22号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条（趣旨）

第二条（文書の決裁）

第三条（文書の取扱い）

第四条（公文例）

第五条（公印の名称等）

第六条（公印の管理者）

第七条（公印の取扱い）

第八条（公印の取扱主任）

目次（公印の使用）

改 平成一 令和

印刷モード

終了